わらじ・木綿騒動

〈解読文〉

別紙割合左之通

一在町江よりこ初め壱軒江
六把宛御貸可被成下条、毎月
壱軒ゟ木綿壱反ツヽ差上
可申候、尤丈尺幅定法通
相心得可申事

但壱ケ年之内、四月・五月ハ
農業ニ付用捨、九月・
十月取揚ニ付用捨之事

一町方之儀も壱ケ年之内、
四ケ月者用捨之事

一男子之分、拾五歳以上六拾才
以下之者、一日ニわらし弐足
ツヽ相納可申事

但四ケ月用捨、右同断

一右木綿之儀、織返しを以、
余分之品骨折ニ而出候、
木綿壱反宛上納可仕事

一右木綿町方江取扱之者申付
置候間、其方江持参、よりこと
組替、翌月御奉公木綿之
仕入ニ可仕事

一御領分中場所ニ寄、木綿
出来不致候村方も可有之
哉、其村々ニより、右ニ准し
何成共、右ニ類し候品上納
可仕事

一草鞋上納右ニ准可申候、
何成共、其村・町方得手候
細工物成共、上納可仕事

一此度御領分中男女割付
御奉公筋之儀、長病・寡住
之者差支候義も可有之哉、
此儀者在町役人共世話役

之者共申談融通可致事
右之條々、尚御代官・物書ゟ委細者可申渡候間、左様相心得可申候事
午六月

〈読み下し文〉

別紙割合左の通り

一在町えよりこ初め一軒え六把ずつ御貸しなし下さるべきの条、毎月一軒より木綿一反ずつ差し上げ申すべく候、もっとも丈尺幅定法通り相心得申すべきこと

但し一ケ年のうち、四月・五月は農業につき用捨、九月・十月取り揚げにつき用捨のこと

一町方の儀も一ケ年のうち、四ケ月は用捨のこと

一男子の分、十五歳以上六十歳以下の者、一日にわらじ二足ずつ相納め申すべきこと

但し四ケ月用捨、右同断

一右木綿の儀、織り返しをもって、余分の品骨折りにて出し候、木綿一反ずつ上納つかまつるべきこと

一右木綿町方え取り扱いの者申しつけ置き候あいだ、その方え持参、よりこと組み替え、翌月御奉公木綿の仕入れにつかまつるべきこと

一御領分中場所により、木綿出来致さず候村方もこれあるべきや、その村々により、右に准じ何なりとも、右に類し候品上納つかまつるべきこと

一草鞋上納右に准じ申すべく候、何なりとも、その村・町方得手候細工物なりとも、上納つかまつるべきこと

一このたび御領分中男女割りつけ御奉公筋の儀、長病・寡住みの者差し支え候儀もこれあるべきや、この儀は在町役人ども世話役の者ども申し談じ融通致すべきこと

右の條々、なお御代官・物書より委細は申し渡すべく候あいだ、さよう相心得申すべき候こと
午六月

〈用語の解説〉

・よりこ（撚り子）…糸紡ぎ用にまとめた綿。
・用捨…許すこと。
・取り揚げ…刈り入れ。収穫。

・骨折り…精を出して働くこと。
・得手…得意とするところ。
・寡住み…独り身。

〈解説〉

七代藩主頼寧（よりやす）は文政３（１８２０）年に家督を相続して藩主となった。江戸城桜田御門番・桜田組防火役の勤仕、日光代参などの幕府御用を命じられ、藩財政は窮乏していた。さらに文政４年の天候不順による減収と損毛（そんもう）も重なった。文政５年には自ら大坂加番役を願い出たことから、一年間の在坂費用（ざいはん）を捻出（ねんしゅつ）しなければならなかった。

年寄役の浅利（あさり）平太夫と郡代の興津（おきつ）紋左衛門兄弟は、藩財政の窮状を打開する策として領民からの臨時上納を立案した。それをめぐる評議が行われたが、けっきょく郡代葛上（くずかみ）長兵衛らの反対を押し切って提案どおり領民に臨時上納を課すことになった。

文政５年６月13日、領内の村役人や城下の町代たち七百余名を呼び出して食事を振舞った。藩財政の窮状を訴え、領民に五年間の「御奉公筋」を申し渡した。申し渡しの内容については「別紙」に記されている。

⑴女子には原料の糸を一軒について六把ずつ貸し与え、毎月一軒より木綿を一反上納すること。
⑵男子の十五歳以上、六十歳以下の者は一日に草鞋二足を上納すること。
⑶男女とも、一年のうち四月・五月・九月・十月は農繁期のために免除する。
⑷木綿織り不納の村々は、それに準ずる品物を上納すること。
草鞋不納の場合も、右に準じて細工物を納入すること。
⑸長患（わずら）いや独り身などは、村役人の相談により融通する。

７月朔日（ついたち）、上伊那郷辰野村（現辰野町辰野）の小前（こまえ）百姓39名が笠原村（現伊那市美篶）天神山麓（ふもと）まで押し寄せ、赤羽村もこれに合流した。代表２名が高遠城に出向いて直訴に及び、「御奉公筋難渋（なんじゅう）」を申し立てたところ、「難渋の者ども決して相勤むるに及ばす」と申し渡された。その知らせはたちまち上伊那郷にひろまり、わずか３日ほどで全村が次々と高遠城に押し寄せる事態となった。さらに中沢郷・春近郷・川下郷・入野谷（いりのや）郷・藤沢郷の村々も同様の行動に出た。「高遠騒動記」は「七月朔日より八日まで罷（まか）り出（い）で候人数、締（し）めておよそ一万余人ほど」と記し、そのなかには女性も含まれていたという。

そうしたなか、8月朔日には高遠領洗馬（せば）郷で村役人や富裕層に対する打ちこわしがおこった。7月26日の「落し文」が契機となった。わらじ・木綿騒動の一環ではあるが、様相や性格に差があり、洗馬騒動といわれる。

騒動の一年後、辰野村の村役人をはじめ五人組頭、惣百姓に対して処分が下された。村役人は役柄取り上げ、その他の者には過料を申し付けたが、ほどなく処分取り消しとなった。

わらじ・木綿上納策の推進者であった興津は御役御免となり、騒動の決着がついた文政8年に領外追放となった。

【参考文献】

・「高遠騒動記」（『高遠の古記録』第三巻）高遠文化財保護委員会
・「草鞋・木綿課役騒動留書」（『長野県史　近世史料編』第四巻(1)）
・長谷川正次『大名の財政』〈同成社江戸時代史叢書10〉同成社
・『辰野町誌　歴史編』辰野町誌刊行委員会